

財 務 省
経 済 産 業 省
平成20年4月16日

電源開発(株)に対するTCIの投資に係る 外為法に基づく中止勧告について

TCI（ザ・チルドレンズ・インベストメント・マスターファンド）による電源開発株式会社の株式取得（対内直接投資等）に係る外為法に基づく届出に対して、当該対内直接投資等の中止を勧告するとともに、両大臣による談話を発表しました。

財務大臣及び経済産業大臣は、TCIが提出した株式取得に関する届出書（電源開発株式会社の株式を20%まで買い増す旨の事前届出）に関して、外国為替及び外国貿易法第27条第3項に基づく審査を行いました。

その結果、当該取引は、同項に規定する「国の安全等に係る対内直接投資等」であると認められたことから、財務大臣及び経済産業大臣は、外為審の意見を聴いて、本日、TCIに対して届出に係る対内直接投資等の中止を勧告しました。

これに併せて、財務大臣及び経済産業大臣による共同談話「日本政府の対日直接投資促進の姿勢は不変」を発表しました。

<添付資料>

- (別添1) 財務大臣及び経済産業大臣による共同談話
- (別添2) 勧告の概要（関連条文を含む）
- (別添3) 参考資料

(本発表資料のお問い合わせ先)

財務省国際局調査課外国為替室

担当者：直接投資係長 常田 民生 03-3581-4111（内線5410）

経済産業省貿易経済協力局通商金融・経済協力課

担当者：課長補佐 高倉 秀和 03-3501-1511（内線3151）

経済産業省資源エネルギー庁電気ガス事業部政策課

担当者：課長補佐 伊藤 禎則 03-3501-1511（内線4731）